

## 資料提供

令和5年12月28日(木)

○担当者 保健医療部保健政策課長 山口 雅樹  
(担当:課長補佐(総括) 關口 (内線 3112))  
茨城県立医療大学付属病院長 中島 光太郎  
(担当:副参事兼病院管理課長 池崎)  
(電話 029-888-9200)  
総務部人事課長 佐藤 敬 (処分関係)  
(担当:課長補佐 會澤 (内線 2275))

## 酒気帯び運転事案に係る職員への懲戒処分について

この度、茨城県立医療大学付属病院に勤務する会計年度任用職員が、令和5年11月23日に酒気帯び運転で検挙される事案が発生いたしました。

県民の皆様の県に対する信頼を著しく損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、当該職員に対して、本日付けで停職12月の懲戒処分を行ったので、公表いたします。

今後、二度と同様の事件を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

## 記

### 1 事件の概要

#### (1) 事件を起こした職員

茨城県立医療大学付属病院 会計年度任用職員 <sup>かりのたいが</sup>狩野大河 (26歳・男性)

#### (2) 事件の概要

令和5年11月22日(水)(当該職員は週休日)午後7時頃から午後10時30分頃まで友人と飲酒した後、運転代行で別の居酒屋に移動し、午後11時頃から午前0時頃まで飲酒した。徒歩で友人宅に移動し、翌日23日(木・祝)午前3時頃まで3時間程度休憩した後、自家用車を運転した。

運転後間もなくつくば市吾妻地内で警察官に停車を指示され、呼気検査等を受けたところ、呼気1リットルにつき0.15ミリグラムを超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。

### 2 処分

(1) 処分内容: 停職12月

(2) 処分年月日: 令和5年12月28日

(3) その他

職員に対する指導監督が不十分であった責任を問うため、上司3名に対して「厳重注意」を行った。

### 3 再発防止策

服務規律の確保に関する通知を全所属に発出し、県職員一人ひとりに対して、改めて飲酒運転の防止、交通法規の遵守徹底を図る。

#### 【参考】事実経過

日時	内容
11/22 (水) 午後 7 時頃	<ul style="list-style-type: none"><li>つくば市内の居酒屋において、友人（現職場以外）との飲み会に参加、自家用車は居酒屋前の駐車場に駐車する。</li><li>ビール中ジョッキ 2 杯、レモンサワー 2 杯（グラス内容量 450ml）、ハイボール中ジョッキ 3 杯程度を飲酒した。</li></ul>
午後 10 時 30 分頃	<ul style="list-style-type: none"><li>入店時に予約していた運転代行を利用して、2 軒目の居酒屋に移動する。自家用車は会場近くのコインパーキングに駐車した。</li><li>ハイボール中ジョッキ 1 杯を飲酒した。</li></ul>
午前 0 時頃	<ul style="list-style-type: none"><li>居酒屋から徒歩にて友人宅に移動し、休憩した。</li></ul>
11/23 (木・祝) 午前 3 時頃	<ul style="list-style-type: none"><li>長居すると悪いと感じ、コインパーキングに駐車した車内で休憩しようと考え、友人宅を出る。</li><li>自家用車に徒歩で向かっているときに、ふらつきなく歩け、正常な判断ができると感じ、アルコールは抜けていると思い込み、車内で休憩せずに、自家用車を運転し自宅に向う。</li></ul>
午前 3 時 10 分頃	<ul style="list-style-type: none"><li>運転を始めて 1km 程度のところで、パトカーから停車を指示され、呼気検査等を受けた結果、酒気帯び運転とされる。</li><li>警察官が呼んだ運転代行で自宅に帰宅。 (事故は起こしておらず、車両が破損した痕跡などはなし)</li></ul>
午前 11 時 30 分頃	<ul style="list-style-type: none"><li>職場の上司に酒気帯び運転で検挙されたことを報告。</li></ul>